

せるふぷらん作成の手引き



セルフプランってどうやって
つくるの？

しょうがいふくし どうりょう けいかくそうだんじぎょうしょ どうりょう
障害福祉サービス等を利用するためには、計画相談事業所によるサービス等利用

けいかく じしん さくせい くやくしょ ていしゅつ ひつよう
計画またはご自身でセルフプランを作成し、区役所に提出することが必要です。

てび しょうがいふくし りょう きぼう じしんどう どうりょうけいかく
この手引きでは、障害福祉サービスの利用を希望され、ご自身等でサービス等利用計画
(以下「セルフプラン」)を作成し、サービス事業所との調整を行う方向けに、セルフプランの
い か さくせい じぎょうしょ ちょうせい おこな かつむ
作成方法について説明します。

① 区役所にサービス利用を申しこむ

② 区役所にセルフプランを提出する

③ サービスの支給決定を受ける

④ サービス事業所と契約する

⑤ サービスを利用する

ポイント

セルフプランとは、障害福祉サービスの
りょう よてい かつ きぼう く
利用（予定）の方の希望する暮らしの
じつげん む だれ なに
実現に向けて、誰が何をするのかという
ぐたいてき もくひょう こうどう か
具体的な目標や行動を書き、みんなで
きょうりょく と く けいかくしょ
協力して取り組むための計画書です。
りょう しんせいしょ いっしょ くやくしょ
サービス利用の申請書と一緒に区役所
まどぐち ていしゅつ
の窓口に提出してください。

くわ
詳しくは→

よこはまし
横浜市

そうだんしえん
相談支援



※セルフプランを作成するときの注意事項

サービス等利用計画（セルフプラン）は本人、本人の家族、支援者が作成することができます。

区役所は、専門的な見地から、計画の内容について助言をします。

サービスの利用条件や量には、制度上の基準があります。全てご希望通りになるとは限りません。基準やサ

ービス内容は、障害福祉のあんないや横浜市のホームページに掲載してある資料を確認してください。

○セルフプランの様式は、必要な項目が記載されていれば任意の様式で作成することができます。

区役所または市HPに参考様式及び記載のポイントを掲載しています。

※横浜市のホームページには、指定特定相談支援事業所（計画相談）のリストも掲載しています。